

## 開発に伴う下水道管渠布設について

開発者各位

泉佐野市上下水道局下水道整備課

開発に伴い泉佐野市に帰属する管渠については、泉佐野市開発指導要綱に基づき計画・施行して頂いていますが、他の注意点を下記に記載しましたので、遵守して下さい。

1. 自然勾配で流す下水道管渠の布設において、曲管の使用は禁止です。しかし道路集水桝から、マンホールに接続する取付管において、許可なく曲管を使用するケースが増えています。集水桝の位置等で、やむなく曲管を使用する場合は、施工前に必ず下水道整備課に連絡し、現地立会して下さい。無断使用の場合、掘り返して位置の確認をします。その他、曲管使用以外(土被りやマンホール径の変更等)に許可内容の変更がある場合も、必ず事前に連絡し協議して下さい。
2. マンホール内の段差接合について  
汚水 0.6m以上は副管を設置します  
雨水 管底から底版までの距離が0.6m以上の場合、洗掘防止の為、底版に耐摩耗板または大理石を設置します。
3. 管渠布設時、管から0.5m上(標準)に埋設シートを布設して下さい。これは取付管でも布設して下さい。
4. 塩ビ製第一汚水桝は、桝蓋を傾斜調整が出来る型を使用して下さい。
5. 管路敷を設置する場合は、土間を10cm以上のコンクリートで仕上げして下さい。フェンス・鍵については、下水道整備課の承認を得て下さい。
6. 防護蓋を使用する場合、沈下防止のため、台座基礎材にセメントを混ぜて転圧して下さい。
7. 取付管を設置する等、管を穿孔する場合は穿孔機を必ず使用して下さい。また、穿孔する位置は継ぎ手から50cm以上離して下さい。
8. 本管に取付管を設置する場合は、必ず支管を使用して下さい。
9. マンホール蓋調整に使用するモルタルは、高流動性無収縮超早強モルタルを用い、舗装工事前に施工して下さい。
10. マンホールの蓋(小型を含む)は車道の場合、T-25を標準とします。但し、道路幅員が3m未満の場合、歩道の乗り入れや勾配がある箇所については、協議して下さい。また、マンホール深が2以上の場合、転落防止梯子付きの蓋を設置して下さい。
11. その他、詳細及び変更については事前に担当者と協議して下さい。